

消防法令違反対象物の公表制度について

制度の概要

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図る制度です。

公表の対象となる建物

飲食店や百貨店等、不特定多数の人が利用する建物や病院及び社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反

消防法で義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない建物です。



公表の方法

当組合消防本部のホームページへ掲載します。

制度の開始時期

令和2年4月1日

問い合わせ先

児玉郡市広域消防本部予防課 TEL: 0495-24-8392